

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により、飯山町島田北地区土地区画整理組合（理事長 小嶋良彦）の解散について認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成24年2月7日

香川県知事 浜 田 恵 造